

筑紫野市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

筑紫野市教育委員会

目 次

1	計画策定の趣旨と現状.....	1
2	計画対象	3
3	計画期間	3
4	目標	4
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	11

Ⅰ 計画策定の趣旨と現状

（Ⅰ）計画策定の趣旨

本市の最上位計画である「第七次筑紫野市総合計画(計画期間：令和 6 年度～令和 9 年度)」では、重点施策の一つとして学校教育の充実を掲げ、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送ることができるよう、7つの基本事業の中で取り組みを進めています。

これらの基本事業の一つである、「教職員の資質向上と働き方改革」では、教職員が児童生徒と向き合う時間が十分に確保できる働き方が可能となることを目指しています。

一方で、教職員不足や教育的ニーズの多様化等によって業務量が増加し、資質向上や児童生徒と向き合う時間を確保することが難しくなっており、教職員の過酷な勤務実態の改善や教職員志望者の減少に歯止めをかけるなど、学校における働き方改革が急務となっています。

このような状況を改善するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条」に基づき、教育職員の在校等時間の状況や筑紫野市教職員の働き方改革取組指針(令和 3 年 3 月)の取組み内容を踏まえ、「筑紫野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を新たに策定しました。教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことのできる環境を整備すること、また、児童生徒と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を向上させることを目的として、本計画での取組を進めていきます。

(2) 本市の現状

- ・本市では令和３年３月に「筑紫野市教職員の働き方改革取組指針」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- ・本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和２年度と令和６年度を比較すると以下のとおりでした。

【令和２年度の教育職員の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 37.7 時間	33.3%	0.7%
中学校	月 48.7 時間	50.3%	7.2%
全体	月 41.7 時間	39.4%	3.0%

【令和６年度の教育職員の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 35.1 時間	27.0%	1.2%
中学校	月 46.2 時間	52.3%	7.5%
全体	月 39.0 時間	35.9%	3.4%

- ・時間外在校等時間を令和２年度と令和６年度で比較すると、全体では 2.7 時間減少していますが、更なる縮減に向けた実効性のある取り組みが重要です。
- ・時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は令和２年度は全体で 39.4%でしたが、令和６年度は 35.9%と 3.5%減少した一方、80 時間を上回る割合は令和２年度の 3.0%から令和６年度は 3.4%と 0.4%増加しました。保護者対応や授業準備、生徒指導などの負担感が大きくなっており、「業務の３分類」を踏まえた業務の見直しを図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2 計画対象

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第２条第２項に規定する、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）とします。

※教育職員以外の事務職員や学校栄養職員等についても、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとします。

3 計画期間

令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで（４年間）

※国の指針では、教育職員の時間外在校等時間の削減目標を令和１１年度末までとしていることから、本計画でも４年間としています。

4 目標

(1) 時間外在校時間等に関する目標

- ・ 1 年間における月時間外在校等時間の平均を 30 時間以内、年 360 時間以内とします

【令和 6 年度実績：月平均 39.0 時間、年 454.7 時間】

- ・ 時間外在校等時間が 80 時間以上の割合をゼロとします

【令和 6 年度実績：3.4%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 1 年間の年次休暇取得日数を平均で 18 日以上とします

【令和 6 年度実績：16 日】

- ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の値を全体で 6.0 以上とします

【令和 6 年度実績：6.0】

- ・ 働きやすさに係るアンケートの「児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できている教職員の割合」の「十分」・「まあまあ」の割合を 80.0%以上とします

【令和 6 年度実績：78.0%】

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の重点事項として、時間外在校等時間の削減及び健康でやりがいを感じながら働くことができる職場の整備に向け、以下の内容に取り組みます。

(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

業務の見直しにあたっては、国の指針に基づき(※)「学校以外が担うべき業務」・「教師以外が積極的に参画すべき業務」・「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類し、合計10項目を特に重点的に取り組むべきものとして本計画に位置付けます。

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

(令和8年4月1日適用)

【学校以外が担うべき業務】

3分類での番号	業務内容
①	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

◆改善に向けた取組

各地域の実状を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見守り体制の強化に向けた連携を図ります。教員が児童生徒の受け入れに注力できるよう学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民等の協力を得ながら見守り活動の体制づくりを推進します。

3 分類での番号	業務内容
④	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

◆改善に向けた取組

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネイター（地域学校協働活動推進員）が中心となって行うこととします。

3 分類での番号	業務内容
⑤	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

◆改善に向けた取組

学校だけでは解決が困難な保護者や地域住民との問題がある場合、生徒指導担当指導主事の配置による相談・支援を継続します。また、学校運営に関わる法的な問題が生じるおそれがある場合等に早期解決が図られるよう、市の顧問弁護士等を活用した支援を行います。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

3 分類での番号	業務内容
⑧	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

◆改善に向けた取組

市教委と学校が ICT 活用教育を促進するための委員会を定期的を開催するなど連携を図りながら、校務支援システムを活用し教職員全体の負担を軽減するとともに、ICT 支援員を学校に派遣するなど支援の拡充を進めます。

3 分類での番号	業務内容
⑨	学校プールや体育館等の施設・設備の管理

◆改善に向けた取組

令和 8 年度から、市内全 11 小学校のプール授業の民間委託を行います。また、中学校については、水泳の部活動を実施している学校があることや教科担任制を取っていることから、慎重に検討を進めていきます。

3 分類での番号	業務内容
⑬	部活動

◆改善に向けた取組

休日の全ての部活動について、令和 8 年度から市内 1 中学校の部活動の地域展開を開始し、令和 10 年度までに全 5 中学校の地域展開を目指します。

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

3 分類での番号	業務内容
⑮、⑰	授業準備、学校行事の準備・運営

◆改善に向けた取組

担任とともに授業づくりを担う学習支援員の拡充や教員業務の補助や行事の準備等を担う教員業務支援員を学校のニーズに合わせて配置します。

3 分類での番号	業務内容
⑯	学習評価や成績処理

◆改善に向けた取組

校務支援システムの機能の更なる活用により、授業準備や成績処理等の校務業務に係る事務負担を軽減します。また、採点業務について、教員の採点業務を効率化する自動採点システムを引き続き活用することで、業務軽減を図ります。

3 分類での番号	業務内容
①⑨	支援が必要な児童生徒・家庭への対応

◆改善に向けた取組

学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家等※を学校に配置・派遣し、連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

（２）学校における措置の推進

学校で以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の実態に応じて、日課の工夫や年間を通した行事の精選や統合により校務運営の時間的余裕の創出を図ります。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初計画段階で必要な時数となるよう設定します。
- ・勤務時間外の電話対応については留守番電話機能を活用することで、勤務時間外の業務対応の削減を図ります。
- ・校務端末を積極的に活用し、授業だけでなく事務的な校務業務の効率化のため効果的な利活用を模索しながら、時間外在校等時間の縮減につなげます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、産業医等による面談受診を促します。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の向上を推進します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう通知を発出するなど、各学校に対して取得促進の呼び掛けをします。
- ・ 全小中学校で定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進し、各校の実情に応じて、学校閉庁時間を設定します。
- ・ 部活動について、平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日以上を休養日とします。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、計画期間中の状況について、総合教育会議等の場を活用して報告・共有し学校の実状に応じた改善を図ります。

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 医療・福祉に関する関係部署・機関とともに緊密に連携を取りながら、学校で児童生徒等の支援に取り組めます。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組めます。